

人工透析を必要とする腎不全のマル都医療券をお持ちの方へ
(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例的な対応について
～更新手続き不要のご案内～)

(令和2年7月3日更新)

東京都は、人工透析を必要とする腎不全のマル都医療券をお持ちの方で、医療券の有効期間が令和2年9月30日までの方の更新手続きを不要とすることを決めました。

この対応は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、更新申請のお手続きに伴う感染拡大の抑止を目的として実施するものです。

今後、更新後の新たなマル都医療券(有効期間：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)は、東京都から対象となる皆様へ準備が整い次第、順次、送付します。送付の時期は、7月下旬から8月中を予定しています。

なお、住所や保険証等、変更事項がある方は、届出が必要となりますので、お住まいの区市町村窓口にお問い合わせください。

より早い時期に、対象となる皆様への個別のご案内ができずに申し訳ありませんでした。

お問合せ先

お問合せは、お住まいの区市町村の窓口、または
福祉保健局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当
電話 03-5320-4004